

少子・高齢社会看護問題検討会報告書

平成6年12月16日

少子・高齢社会看護問題検討会

1 基本的考え方

少子・高齢社会における国民の最大の不安は、老後に必ず訪れる要介護期間への備えである。しかし、この人が人の世話をするという行為に対する社会的評価は必ずしも高いものではない。それは女性が多く従事する仕事であるという性差による偏見もあるのではないかと考えられる。

今後は、国民だれもが人生のいずれかの時点で体験する介護の問題に積極的に参加することにより、高齢社会を支える基盤をつくっていくことについて、国民の幅広い理解を得ることが重要である。本検討会においては、高齢社会に不可欠である人が人の世話をすることに対する社会的評価を高めるとともに、その水準の向上を図るため、それらの仕事のリーダー的存在である看護職員の資質の向上を図り、高齢社会を安心して迎えることができるよう諸施策を検

討した。

看護職員については、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（以下「人材確保法」という。）に基づき質量両面にわたる確保を図るための施策が進められており、その就業者数は、現在のところ、平成3年12月に定められた看護職員需給見通しに沿って推移しつつある。

そうした中で、国民が慣れ親しんだ家庭での在宅療養を可能にする訪問看護を拡大するとともに、高度医療に対応するため看護職員の資質を向上すること、若年層が少なくなる中で必要な看護職員を確保すること等が課題となっている。このため、現在の看護職員確保対策を着実に進めることと併せて、これらの新たな課題に取り組む必要がある。

2 看護をめぐる状況の変化と対応の方向

(1) 高齢化の進展と看護サービス

高齢化の進展とともに、疾病構造が変化し成人病などの長期慢性疾患が増加してきている。また、寝たきり老人や痴呆性老人など世話を必要とする者が増加する一方で、家庭の介護力が低下してきており、高齢者の看護・介護が社会的な課題となってきた。このため、次のような点を念頭に置いて看護サ

ービスの拡充や看護職員の資質の向上を図ることが重要である。

慢性疾患は、生活習慣と密接に関係していることから、患者のセルフケア能力を高めるために、教育的な働きかけとしての看護が求められる。

痴呆性老人やいわゆる植物状態の患者などへの看護の事例の検証から、看護そのものが優れた治療

的効果を持つことが実証されている。こうした看護機能の評価を進め、普及を図る必要がある。

高齢者等長期の療養を必要とする者は、医療期間に入院したときから在宅での生活を念頭においた看護が必要となる。さらに、在宅医療のニーズに対応するため訪問看護サービスの質と量を拡充することも必要である。

ケアを必要とする者は保健医療サービスのみならず福祉サービス等も必要とすることから、看護と福祉等との連携が必要である。その際には、ケースマネジメントの能力が重要となる。

また、高齢化が進む一方で、少子化も進むので、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つための支援が重要となってきており、この面でも看護職員が重要な役割を果たすことが期待されている。

(2) 医療の高度化・専門化と看護サービス

医学・医術の進歩により、高度で複雑な医療にふさわしい看護が必要となっている。高度医療に伴う看護は、緻密な観察に基づく確かな判断と技術を求められることが多く、また患者の精神的緊張や不安を緩和するための働きかけや患者が自分の意思を表現することの支援も要求される。

また、高度医療の現場は多くの専門職種が連携して活動する場であり、患者の最も身近にいる看護職員には患者、家族、医師及び医療関係職種との調整役として、医療がより円滑に提供されるための調整力が求められる。

これらを踏まえ、医療の高度化・専門化に対応するためには、看護職員の資質の向上を図ることが重要である。

(3) 少子化と看護職員の確保

出生率の低下により、若年労働者を中心とした労働力人口の伸びの鈍化が見込まれている。こうした中で、国民の求める看護ニーズを提供するために必要な人材の質と量を確保するためには相当の努力が必要となる。このため、人材確保法に基づき、処遇の改善、就業の促進、養育力の強化等の諸施策が推進されているが、今後とも更に施策の充実が必要である。特に教育体制を魅力あるものとするのが重

要になってくるであろう。

看護職員は、養成所と学校において養成されているが、准看護婦養成所、看護婦養成所、短期大学、大学の間で施設、設備、教員の体制、教育内容等に著しい格差がある。大学、短期大学への進学率は平成6年で、男子40.9%、女子45.9%に達し、国民全体の教育の高学歴化が進展している。看護教育についても大学が急速に増加し、平成6年には大学31校、短期大学63校となっている。大学、短期大学の平成6年4月の入学生は、看護婦3年課程1学年養成定員の23.3%を占めている。看護の分野に優秀な人材を確保するためには、養成施設を魅力あるものとする必要であり、大学の整備や養成所の教育環境の向上が望まれる。

(4) 国際的な動向

諸外国においては、近年、高齢社会における看護の質の向上を求めて看護教育の改革が進められている。

イギリスにおいては、慢性期ケアとプライマリヘルスケアを重視する観点から地域や在宅で看護を提供できる資質の高い看護職員が求められ、1986年に出された“プロジェクト2000”と呼ばれる報告書に基づき、看護教育を学士レベルに引き上げるとともに、准看護婦教育が停止された。

デンマークでは1990年に看護婦法が改正され、基礎教育は3年6か月から3年9か月に延長され、看護学士が授与されることとなった。これは在宅看護の強化を意図したものであり、訪問看護実習が5週間から4か月に延長された。

オーストラリアにおいてや、1984年から1993年にかけて看護基礎教育は病院に附属した養成形態から高等教育期間による養成に移行された。

米国では看護婦の専門的な看護実践を支え、看護の質を保障していくため、現在、14万人の修士号をもつ専門看護婦が存在している。ヨーロッパでも看護の大学教育の進展に伴い、専門看護婦の育成と認定が活発になってきている。

我が国においても看護の水準を向上させていくためには、こうした国際的な動向を踏まえて対応することが求められている。

3 具体的な方策

看護をめぐる状況の変化を踏まえた課題は、少子化、高齢化への対応とそこで必要とされている看護職員の資質の向上を図り、国民の治療や看護に対する選択の幅を広げ、その安心と満足を得られるようにすることである。

(1) 看護基礎教育の充実

大学等高等教育の充実

在宅医療、訪問看護及び高度・専門医療によりよく対応し得る看護職員を養成するため、看護系の大学及び大学院の整備を促進する必要がある。将来的には大学が看護職員養成の主流となることも十分に考えられる。

国立病院、療養所附属の看護婦養成所についても、看護系大学の整備の進展に対応して看護教育の向上、幹部看護婦の養成、高度先進医療等の臨床看護研究等を進めるために、修了者が看護の学士を授与され得る課程を持つ4年制看護大学の整備を行う必要がある。

このような看護系大学等の整備の進展に対応して次のような措置を講ずるべきである。

平成3年に大学や短期大学の設置基準が詳細な基準から大綱化されたところであり、大学等の特性を踏まえた保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則等の見直しを行うべきである。看護婦養成所の卒業生が大学へ編入できる道を早期に開くことが望まれる。

養成所の魅力向上

大学の整備と併せて、養成所の魅力を向上させることも不可欠である。そのためには、養成所の施設、教員、実習施設等の充実が必要である。特に教員については、資格や処遇の向上を図るとともに、訪問看護教育を担当する教員や養成施設の増加に伴う教員の確保が重要である。

さらに、養成所の魅力を向上させるためには、養成所の創意工夫を助長することが必要であり、例えば、看護婦養成所が保健婦養成所を併設し、4年間で看護婦・士と保健婦・士の資格を同時に取得できるようにすることも検討に値する。

なお、少子化の進展や看護系大学の整備の促進に対応し、養成所の再編成が必要となるケースも生じるであろう。

また、大学や短期大学の卒業生の看護婦養成所への入学が増加していることに対応してカリキュラムを弾力化すべきである。すなわち、大学等の卒業生については、大学等における既習の学習内容を評価することにより、学習の総時間数の短縮等を図る必要がある。この場合、編入制の導入や大学の卒業生のみでの学級編成も検討すべきである。

カリキュラムの充実

看護ニーズの変化に対応した看護職員を養成するため、カリキュラムの内容を見直す必要がある。具体的には、人間科学、高齢者看護・在宅療養者看護・精神看護等の分野や社会福祉学等を強化すべきである。

現在のカリキュラムは時間制で定められているが、大学、短期大学との単位の互換を円滑に実施するためにも単位制の導入を検討すべきである。単位制の導入により、学生がその状況に応じた多様な学習形態を選択することも可能になる。

看護職員の活躍する場は、訪問看護ステーション、老人保健施設、社会福祉施設等病院、診療所以外の多様な職場に拡大してきている。このため、臨地実習に関して、訪問看護ステーション、老人保健施設、老人病院、社会福祉施設等での実習を可能にすべく、実習の場所の対象範囲の拡大を図るべきである。

保健婦・士、助産婦、看護婦・士の養成を、統合したカリキュラムで実施することが今後の課題である。

(2) 准看護婦養成のあり方

准看護婦問題については、各方面において永年論議されてきたところであるが、本検討会においては、その養成を停止すべきという意見と制度の改善を図りつつ継続すべきとの意見があった。この問題については、現在准看護婦免許を有する者の将来や今後の看護職員全体の需給状況等を勘案しながら、准看

看護学校養成所等の実態の全体的把握を行い、関係者や有識者、国民の参加を得て速やかに検討し結論を得るべきである。

なお、准看護婦養成所については、生徒が集まりにくくなっている傾向もあり、希望する養成所については、看護婦養成所等への移行を支援するための措置を実施する必要がある。

また、准看護婦養成所については、これまでの運営努力を評価できる反面、次のような問題点も指摘されており、自主的な改善を促すとともに行政として厳正に対処すべきである。

准看護婦養成所の生徒は、就労を前提とし、職場を辞めると学校も退学せざるを得ない状況にあるケースがある。

准看護婦養成所の生徒が医療期間で就労している場合、有資格者と同様の行為を行っているケースがある。

高等学校衛生看護科の生徒の約8割は、看護婦・士を目指して短期大学、専攻科、養成所等に進学していることから、衛生看護科は看護婦・士の養成に寄与しており、今後とも専攻科の充実や大学、短期大学への進学機会の拡大を図る必要がある。

療養型病床群、老人病院等では准看護婦・士が多数働いているが、高齢者に良質な看護を提供するためには、療養上の世話についての教育を充実する必要から、准看護婦・士から看護婦・士になる教育の機会を増加することが必要である。このため国は准看護婦・士から看護婦・士への道を拡大する計画を立て、看護婦2年課程の拡充や通信衛星等を活用した教育を推進すべきである。

(3) 国家試験出題基準の作成

カリキュラム等の検討に併せ、看護職員の国家試験について、医師、歯科医師と同様の国家試験出題基準を作成することを検討すべきである。

(4) 生涯教育の充実

研修の充実

看護ニーズの変化に対応するため、研修の充実に図り、生涯教育のシステム化を促進すべきである。

特に、卒業直後の看護職員には十分な看護実践能力を期待することができないため、資格取得後の実務研修を充実することが必要である。

専門看護婦等の認定

高度の専門知識や技術を要する看護業務が拡大していることから、専門看護婦等の育成と認定が必要となっている。このため、医療全体の動向を踏まえ、当面は、現在職能団体が検討している専門看護婦等を認定する仕組みを確立することが望まれる。

(5) 訪問看護の普及

従来は、看護職員は病院、診療所等施設内で活動することが多かったが、訪問看護においては療養者の生活の場において自ら観察、判断、実践、評価し、社会資源を開発、利用してマネジメントする能力をこれまで以上に必要とすることから、訪問看護を普及するためには、こうした能力を身につけた人材を養成することが不可欠である。

また、訪問看護を普及するため、人材の養成と併せて、医師の指示と看護婦の行為についての関係を整理するための研究班の設置、守秘義務、記録義務等の法的整備等を進めるべきである。

さらに、地域で活動する訪問看護婦が増加してくるのに対応して、地域における保健婦・士、助産婦、看護婦・士の役割を明確にすることが必要となる。

(6) 介護問題と看護職員需給見通しの点検

高齢者の介護が大きな課題となっており、厚生省においても高齢者介護対策本部を設置し、サービスの拡充とシステム化が検討されているが、医療の現場における介護について議論があることから、介護ニーズに円滑に対応できるよう看護と介護の関係を検討すべきである。

また、看護職員の必要数も高齢者の介護システムのあり方に左右されることから、看護職員需給見通しについても、新たな高齢者介護システムの確立に併せて点検を行う必要がある。

なお、医療機関の看護・介護体制を充実するため10月から実施された新看護体系においては、看護職員を評価する体系と看護補助職員を評価する看護料

体系に改められ、看護の分野において看護補助者が位置付けられたので、看護補助者の資質の向上を図るための措置を講ずるべきである。

(7) 看護婦等の名称の変更

少子・高齢社会に対応し、男子の看護業務への参

加を促進するため、保健婦助産婦看護婦法を見直し、保健婦・保健士、看護婦・看護師という性による名称の区分を廃止し、統一を図ることを検討するべきである。